

(第一類 第七回 国会 第十三号)

衆議院 邮政委員会 議録

第一号

(一五二)

昭和二十五年二月二十一日(水曜日)

同月二十一日

置の請願(高塩三郎君紹介)(第八七〇号)

午後一時五十四分開議  
出席委員  
委員長 石原 登君

理事大和田義榮君(理事風間)啓吉君  
選舉加藤隆太郎君(理事白井)佐吉君  
選舉吉田 安君(選舉松本六太郎君)

原 健三郎君 東井 三代次君 平島 良一君  
出席國務大臣

郵政大臣 小澤佐重喜君  
出席政府委員

郵政事務官(大臣房人事部長)白根、王喜君  
郵政事務官(大蔵官房資材部長)小野 吉郎君  
(貯金局長)村上 好君  
郵政事務官(郵政事務官)金丸 德重君  
(郵政事務官)中村 俊一君  
(郵政事務官)佐方 信博君

委員天野公義君辞任につき、その補欠として齊藤太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日  
委員福田繁芳君辞任につき、その補欠として吉田安君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日  
委員浅沼稻次郎君及び志賀義雄君辞任につき、その補欠として土井直作君及び田島ひで君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日  
委員武藤連十郎君及び福田繁芳君の補欠として鈴木茂三郎君及び吉田安君が理事に當選した。

同月二十二日  
委員井之口政雄君辞任につき、その補欠として田島ひで君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)(予)

同月二十四日  
郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)(予)

同月二十六日  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)(予)

同月二十七日  
郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(予)

同月二十八日  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)(予)

同月二十九日  
郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)(予)

同月三十日  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(予)

同日  
平川篤雄君及び尾崎行雄君が委員を辭任した。

同月二十一日  
郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(予)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(予)

陸中中野郵便局に集配事務開始の請願(鈴木善幸君紹介)(第八九五号)

中郷郵便局に集配事務開始の請願(大和田義榮君紹介)(第九三九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日  
簡易保険職便年金積立金の地方還元に関する陳情書(長野県埴科郡五加村長中村浩外十六名)(第三四七号)

愛媛県松山郵政局等を香川県に移転反対の陳情書(愛媛県知事青木重臣)(第三八六号)

○石原委員長 御異議がないようですから、それでは鈴木茂三郎君及び吉田安君をそれらへ理事に指名いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 次に国政調査承認要求の件についてお詫びをいたします。前国会同様、郵政行政について国政調査の承認要求をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○石原委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたしたいと思います。なお要求書の内容並びに提出手続等については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしくおぞまいます。

○石原委員長 「異議なし」と呼ぶ者あります。

○石原委員長 「異議なし」と呼ぶ者あります。

○石原委員長 加藤隆太郎君より郵政事業の一般について質疑いたしました。

○石原委員長 これまでのようになります。

○石原委員長 加藤隆太郎君より郵政事業の一般について質疑いたしました。

○石原委員長 これまでのようになります。

○石原委員長 加藤隆太郎君より郵政事業の一般について質疑いたしました。

○石原委員長 これまでのようになります。

閣に対しては、敬意を表するものであります。最近私は新聞紙上で承つたのですが、郵政省と運輸省と合体することを行政審議会に付議され、御研究になつておる、ということであります。はたしてその真偽は、いずれでありますようか。またどの程度にその議が進んでおられるのですか。それにはいかがなお考えを持つておられるでありますようか。私どももいたしましてはすでに先年、運輸、通信、これが合体した機構をもつて行政を運営されたというような実績を拜聴しておつたのであります。その当時の成績はもちろんわれくとしましても大いに疑義を持つておりましたし、またはなはだ遺憾の点もあつたことは申し上げるまでもないと思うであります。しかしてその後さらに分離をして、今回郵政省の機構が独立して運営しなければならぬため、電気通信省と分離して、ここに新たに発足したこの過程において、さらにまた運輸省と合体するというようなことは、大いに研究すべき事柄と信ずるのであります。われわれとしても、また本委員会としても、これがもしも真に議題となつたあかつてにおきましては、相当研究の余地あるものと思考するのであります。大臣はこれに対してもういうような御所見を持つておらるるか。一応承つておきたいと思ふ次第であります。

ボレーシヨンの問題であります。たゞびく申上げておきまつ通り、電信電話復興審議会におきまして、電信電話の復興をいろいろから検討いたしておりますが、この研究の仕方が、一応経営体の問題にまで入りまして、国営にしておつてもらひができるのか、それとも公共企業体にした方がよろしいのか、あるいは巨常にした方がよろしいのかというところまで、検討を進められております。しかしながら現在において電信電話の復興審議会においては、正式な結論を得ておるのではなくして、大体委員君の考え方を総合しますと、今申し上げた通り、あるいは前会申し上げました通り、民営の長所を十分に織り込んだ公共企業体がよからうといふ空氣に見受けられるのであります。しかしこれはもちろん、この審議会で決定されておるものではなく、たゞ委員の気持を総合しますと、そういう形になるというだけのことであつて、従つて今政府の方にも正式な答申は来ておらぬのであります。たゞ私が個人的に委員諸君の気持を察知いたしまして、また動向を承りまして、そうした機運とともに見られる。こういうような段階に今置かれておるだけであります。一方行政審議会の方も、政府といたしましては、あらゆる歳出を極力節約いたしまして、一方においては行政の簡素化をはかつて、そして国民大衆の行政に関する諸般の煩雜さを省いて、國民諸君にこたえようというのが政府の考え方であります。また一方歳出を極力節減して、負担の軽減に充てようという行政簡素化なのであります。従つて行

政の簡素化ということには、政府も心に検討を続けておりますが、その一つの現われといたしまして、行政審議会制度が一応できたのであります。この審議会においていろいろ／＼な意見があるようあります。今お話を行政簡素化の問題も、行政審議会で一応総括的な討論をいたしまして、さうした結果小委員会を設けて、小委員会で具体的な小委員会案というものをつくりました。この小委員会で考えたとして、昨年の十二月末あたりから、小委員が一生懸命検討しておつたらしいのです。この新聞へ出、同時に今加藤君の指摘された問題になつておるのであります。この案を見ますと、やはり電気通信省をまずコードボーレーション化し、同時に郵政省は運輸省と合体をすることが、簡素化の最善の姿だという程度の氣持はあるらしいのです。この審議会の結果も、政府としては正式にまだ何らの答申に接していないのです。従つて今話題になつておりますが、もちろん簡素化の点において、審議会は審議会、政府は政府として考慮をいたしております、また研究もいたしておりますけれども、ただいま話題になりました問題に対しても、答申が来ませんから、いずれ答申が来た上で、適当な政府の検討を加えて、最後案が決定されると思いますけれども、経過はその通りであります。

この案に對して、ただちに議論を出します。それで、そういうことは絶対ないとか、あるいはあるというようなことを申し上げる自由を有しておりませんが、およそ単に省の数を減らしたらそれで簡素化ができるのだという考え方は、少し軽率ではないかと思つております。また一緒にしたために事務量が減り、そしてまた同時に国民諸君の利便にもなるといふ具体的な見通しをつけた上でなければ、いたずらに省を二つを一つにし、また三つを一つに統合したことが、ただちに簡素化ではないと私は思うのであります。なるほど大臣はさらにあるいは外局とか、あるいは二人いるところを一人にすれば、その分だけは簡素化されるかも知れませんけれども、そういう場合には、今までにかかるものがまたふえて来るのが、従来の行政機構改革の際に起つたいろいろな問題であります。そういうことを考えますと、今ただちに私どもは二省を合せたことが、これで政府の方針通りの行政簡素化が実現するのだというような考え方には、ただちになりません。しかし先ほど申し上げました通り、行政審議会の内容は、この二つを合せることによつて事務量がこの通り簡素化されるのである。また歳出も経費もこれだけ安くなるのである。しかもこの両省の能率が非常によろしいのだというような、具体的な検討が続けられて、そしてある結論が出ていふのだとすれば、私どもも十分尊重して進まなければならぬと思いますが、しかし今申し上げた通り、内容も正式に委員会から答申がない。また新聞で

見た程度の判断で、たゞちにこれに反対とか賛成とかいうことを申し上げることは、かえつて将来混乱するおそれがあると存じますので、ただ私の行政簡素化といふものの本質の考え方だけを申し上げて、適当な時期に、それに対する具体的的なお答えは、その問題の進行に伴つて順次申し上げて行きたいと考えております。

○加藤(慶)委員 ただいまのお話で大体安心はできるのでございますが、お話を通り行政機構の簡素化は、二省を一省にすれば、それがとりもなおさず経費の節約になり、事務の能率が向上するということになることなら、もとよりけつこうであります。何ら関連のない事務を統一してみて、はたして能率が上のやいなや。さらに運輸省と郵政省の合体につきましては、すでに過去の実績があるのです。事務当局におかれましても、もちろんこれがの是非については、相当体験を積んだ御議論があると思われるのですが、従つてこの問題が真剣に取上げられて行くということになりますれば、もちろん大臣におかれましても、輿論を聞き、省内の事務当局の御意見を尊重し、さらに国会におけるところのわれわれの意見も尊重されることは、当然であります。か、ぜひともこの問題につきましては慎重に御研究の上、善処せられんことを要望いたしまして、一応私の意見を終ることにいたします。

郵便為替法の一部を改正する法律案の三案を議題といたしまして、審査をいたしました。なお念のために申し上げますが、この三法案はいずれも予備審査のために付託されたものでありますか

#### 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のよう改める。

第五章 簡易生命保険法(第六十九條)を「第六章 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を改正する法律案(第六十九條)」に改める。

第六項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二条中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十九條中「保険契約の解除」の下に「(第二十一條第一項の規定による解除を除く。)」を加える。

第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第五章を第五章とする。

第六十九條第一項中「審議会」を「郵政審議会」に改め、同條を第六十九條とする。

第七十条第一項中「簡易生命保険郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」の一部を次のよう改めます。

第六項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二条中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十三条まで「」を「第三十二條、第三十三條、」に改め、同項に次の但書を加える。

千円に改める。

御承知を願いたいと思います。それでは質疑に入るに先立ちまして、政府より提案理由の説明を聽取いたします。

この三法案は、これが特典を認めることに

附則 第四十二条第一項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を改正する。

郵便為替法(昭和二十四年法律第六十九條)を「第六章 電子化による簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を改正する法律案(第六十九條)」に改める。

第六項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二条中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十九條中「保険契約の解除」の下に「(第二十一條第一項の規定による解除を除く。)」を加える。

第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第五章を第五章とする。

第六十九條第一項中「審議会」を「郵政審議会」に改め、同條を第六十九條とする。

第七十条第一項中「簡易生命保険郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」の一部を次のよう改めます。

第六項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二条中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十三条まで「」を「第三十二條、第三十三條、」に改め、同項に次の但書を加える。

千円に改める。

第一に、被保険者が不慮の事故等によりて死亡した場合におきましては、保険金の倍額を支拂うことになつてお

りますが、この倍額支拂い條項は、現行法によれば、昭和二十四年六月一日以後に効力の発生した契約に限り適用するものとしておりますが、昭和二十二年十月一日以後に締結された契約につけても、これが特典を認めることに

いたのであります。

第二に、従来、保険契約の効力発生が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。

第三に、従来、保険金の全額を支拂つておるのである前、被保険者が死亡したものに

ついては、災害または伝染病予防法第

二十条第二項を次のように改めます。

第二項を削る。

差出人又は受取人が、その責に

帰すべからざる事由に因り、前項

の有効期間内に為替金の拂渡又は

拂もどしの請求をすることができ

なかつたときは、その事由に因り、前項

請求をすることができなかつた日

数は、これを同項の有効期間に算

入しない。第十五條に規定する場合において為替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数についても、同様とする。

第四に、保険契約の乗換制度は、イ

ンフレの高進に即応して、加入者と政

府と双方の利益のために設けられたものでありまして、その対象となる契約は、いわゆる小口の保険契約であります。

第五に、保険契約の乗換制度は、著しく進歩いたしましたとともに、最近のところと経済界の安定を見るに至つたのであります。ただし、この制度を存続して、これらの契約に対する整理は著しく必要になりましたので、ここ

約については、今後もこれを認めることがあります。

次に、各種審議会の整理を行なうこととなりましたのに伴いまして、簡易生命保険郵便年金事業審議会を郵政審議会に統合することとしたのであります。

最後に、郵便年金法につきましては、最も最近における経済事情の推移にかんがみまして、年金の最低制限額六千円を三千円にしたのであります。

以上何とぞ十分御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

続いてただいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行郵便為替法は、昭和二十三年六月に、明治三十三年に制定された旧郵便為替法を廃止して、新たに制定され

たものでありますが、その後順調に実施され、従前と同様、簡易で確実な送金手段としての機能を発揮しております。

第三に、保険契約の乗換制度は、イ

ンフレの高進に即応して、加入者と政

府と双方の利益のために設けられたものでありまして、その対象となる契約は、いわゆる小口の保険契約であります。

第四に、保険契約の乗換制度は、著しく進歩いたしましたとともに、最近

のところと経済界の安定を見るに至つたのであります。ただし、この制度を存続

して、これらの契約に対する整理は著しく必要になりましたので、ここ

約においては、今后もこれを認めるこ

とにいたしましたのであります。

第五に、保険契約の乗換制度は、著しく進歩いたしましたとともに、最近

のところと経済界の安定を見るに至つたのであります。ただし、この制度を存續

して、これらの契約に対する整理は著しく必要になりましたので、ここ

約においては、今后もこれを認めることがあります。

次に、各種審議会の整理を行なうこととなりましたのに伴いまして、簡易生

命保険郵便年金事業審議会を郵政審議

会に統合することとしたのであります。

最後に、郵便年金法につきましては、最も最近における経済事情の推移にかんがみまして、年金の最低制限額六千円を三千円にしたのであります。

以上何とぞ十分御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

続いてただいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提

案理由を御説明申し上げます。

現行郵便為替法は、昭和二十三年六月に、明治三十三年に制定された旧郵

便為替法を廃止して、新たに制定され

たものでありますが、その後順調に実

施され、従前と同様、簡易で確実な送

金手段としての機能を発揮しております。

第三に、保険契約の乗換制度は、イ

ンフレの高進に即応して、加入者と政

府と双方の利益のために設けられたものでありまして、その対象となる契約は、いわゆる小口の保険契約であります。

第四に、保険契約の乗換制度は、著しく進歩いたしましたとともに、最近

のところと経済界の安定を見るに至つたのであります。ただし、この制度を存續

して、これらの契約に対する整理は著しく必要になりましたので、ここ

約においては、今后もこれを認めるこ

とにいたしましたのであります。

次に、各種審議会の整理を行なうこと

となりましたのに伴いまして、簡易生

命保険郵便年金事業審議会を郵政審議

会に統合することとしたのであります。

最後に、郵便年金法につきましては、最も最近における経済事情の推移にかんがみまして、年金の最低制限額六千円を三千円にしたのであります。

以上何とぞ十分御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

続いてただいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提

案理由を御説明申し上げます。

現行郵便為替法は、昭和二十三年六月に、明治三十三年に制定された旧郵

便為替法を廃止して、新たに制定され

たものでありますが、その後順調に実

施され、従前と同様、簡易で確実な送

金手段としての機能を発揮しております。

第三に、保険契約の乗換制度は、イ

ンフレの高進に即応して、加入者と政

いもどしの請求がなされないときは、為替金に関する差出人及び受取人の権利が消滅する建前となつております。しかしながら証書の有効期間を経過したあとで、拂渡しままたは拂いもどしの経過があつた場合において、その期間の経過が差出人または受取人の責めによらない事由によるものについても、この規定をそのまま適用いたしますことは、いかにも酷でありますので、このような場合には、その事由により請求ができなかつた日数は、証書の有効期間に算入しないことに規定を改めまして、利用者の利益を一層保護しようとするものであります。

以上御説明申し上げました点を御了承の上、何とぞ十分御審議くださいまして、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○石原委員長 質疑を許します。

○白井委員長 白井君の動議に対する説明を聽取した程度におきまして、質疑は次会に譲つていただきたいと思います。

○白井委員長 白井君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○石原委員長 では御異議なしと認めます。次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十六分散会